

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

2023年5月修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
7	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u> する。	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海財務局 内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u> する。	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
10	表中 機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>(追記)</u> (港則法 <u>(追記)</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表中 機関名：第四管区海上保安本部 内 容：(5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 <u>等</u> (港則法 <u>・海上交通安全法</u>)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	表記の整理 (適用法令の追記等)
14	5 指定公共機関 表中 機関名：中日本高速道路株式会社 内 容： <u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 表中 機関名：中日本高速道路株式会社 内 容： <u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 (高速道路株式会社法との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策	
25	1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置 (1) 河川維持修繕 (略) (2) 河川改修 (略) (3) <u>総合治水</u> 対策 (略)	1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置 (1) 河川維持修繕 (略) (2) 河川改修 (略) (3) <u>流域水害</u> 対策 (略)	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行による変更

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策	
28	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 (中部地方整備局、県 (建設局) における措置)</p> <p>(1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川 <u>又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 (追記)</u> について、(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定 (県 (建設局)、市町村における措置)</p> <p>(1) 区域の指定 県又は市町村は、水防法に基づき、<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u>について、(略)</p>	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 (中部地方整備局、県 (建設局) における措置)</p> <p>(1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、<u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>について、(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定 (県 (建設局)、市町村における措置)</p> <p>(1) 区域の指定 県又は市町村は、水防法に基づき、<u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u>について、(略)</p>	<p>水防法の改正による指定対象河川の拡大のため</p> <p>水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため</p>
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
34	<p>1 県 (建設局、建築局、農林基盤局) における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定 イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域 (地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。 <u>(追記)</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</p>	<p>1 県 (建設局、建築局、農林基盤局) における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定 イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域 (地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) (略) (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、<u>標識等により住民へ</u>周知する。(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</p>	<p>県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	<p><u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・<u>災害危険区域</u>」</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 <u>(削除)</u>」</p>	
36	第3節 砂防対策	第3節 土砂災害対策	表記の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5節 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
56	<p>4 上水道</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 上水道</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 自家発電設備等の整備</u></p> <p><u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
59	<p>県（<u>都市整備局</u>、<u>建築局</u>）及び市町村における措置</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p>	<p>県（<u>都市・交通局</u>、<u>建築局</u>）及び市町村における措置</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p>	表記の整理
59	<p>県（<u>都市整備局</u>）及び市町村における措置</p> <p>第4節 市街地の面的な整備・改善</p>	<p>県（<u>都市・交通局</u>）及び市町村における措置</p> <p>第4節 市街地の面的な整備・改善</p>	表記の整理
60	<p>県（<u>都市・交通局</u>、<u>建築局</u>）、市町村及び土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制</p> <p>ア 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は（中略）を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・<u>災害危険区域</u>」</p>	<p>県（<u>都市・交通局</u>、<u>建築局</u>）、市町村及び土地区画整理組合等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策等に関する土地利用規制</p> <p>ア 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は（中略）を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 <u>(削除)</u>」</p>	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
81	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は（中略）この限りでない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は（中略）この限りでない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
92	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は（中略）図るものとする。</p> <p>さらに、<u>(追記)</u> 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は（中略）図るものとする。</p> <p>さらに、<u>県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p><u>加えて、</u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援</p>	<p>表記の整理（防災人材育成の主体等）</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>(削除)</u>るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p>	
<p>第3編 災害応急対策</p>			
<p>第2章 避難行動</p>			
<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p>			
<p>111</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正</p>

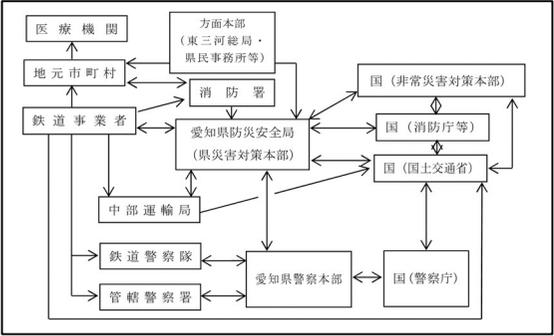
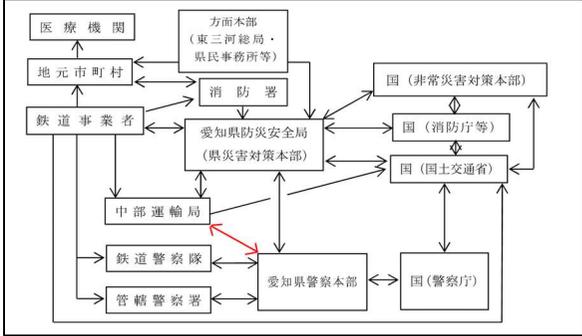
風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考																																																																														
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																																																																															
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達																																																																															
127	1 市町村の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、(略)	1 市町村の措置 (1)～(2) (略) (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で安否不明 <u>(削除)</u> ・行方不明となった者について、(略)	表記の整理																																																																														
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保																																																																															
132	1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>(追記)</u> を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。 (略)	1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>又は有線</u> を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。 (略)	回線の整備状況に合わせた修正																																																																														
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																																																															
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																																																																															
148	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1地区防災活動拠点</th> <th>6臨海広域防災活動拠点</th> <th>(追記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐震岸壁</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1万トン級以上の船 舶の係留施設</td> <td>(追記)</td> </tr> </tbody> </table>	要件等	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	(追記)	設置主体	市町村	県	(追記)	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	(追記)	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	(追記)	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	(追記)	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能	(追記)	施設 設備	できれば倉庫等	(追記)			耐震岸壁	(追記)			1万トン級以上の船 舶の係留施設	(追記)	3 防災活動拠点の区分と要件等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1地区防災活動拠点</th> <th>6臨海広域防災活動拠点</th> <th>7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置主体</td> <td>市町村</td> <td>県</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>中部全国の都道府県 等</td> <td>中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> <td>県内に4か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能</td> <td>1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能</td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐震岸壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1万トン級以上の船 舶の係留施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県	県	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	中部・全国の都道府県等	役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	広域、全県的な活動拠点	拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所	要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能	施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等			耐震岸壁				1万トン級以上の船 舶の係留施設		ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正
要件等	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	(追記)																																																																														
設置主体	市町村	県	(追記)																																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	(追記)																																																																														
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	(追記)																																																																														
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	(追記)																																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	(追記)																																																																														
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能	(追記)																																																																														
	施設 設備	できれば倉庫等	(追記)																																																																														
		耐震岸壁	(追記)																																																																														
		1万トン級以上の船 舶の係留施設	(追記)																																																																														
区分	1地区防災活動拠点	6臨海広域防災活動拠点	7ゼロメートル地帯広域防災活動拠点																																																																														
設置主体	市町村	県	県																																																																														
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	全県に及ぶ災害、大 都市の災害 ・大規模激甚な地 震災害 ・大規模激甚な風 水害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																																														
応援の規模	隣接市町村等	中部全国の都道府県 等	中部・全国の都道府県等																																																																														
役割	被災市町村内の活動拠点	海上輸送される要 員、物資の揚陸・集 積拠点	広域、全県的な活動拠点																																																																														
拠点数	市町村で1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所																																																																														
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコ プターの離着陸が可能	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が 可能																																																																														
	施設 設備	できれば倉庫等	倉庫等																																																																														
		耐震岸壁																																																																															
		1万トン級以上の船 舶の係留施設																																																																															

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022 年 10 月修正)	修正 (2023 年 5 月修正予定)	備考
	第 5 章 救出・救助対策	第 5 章 救出・救助対策	
	第 1 節 救出・救助活動	第 1 節 救出・救助活動	
150	2 県警察における措置 (1) 県警察は、市町村 <u>(追記)</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 <u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u>	2 県警察における措置 (1) 県警察は、市町村 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 <u>(削除)</u>	表記の整理
	第 3 節 航空機の活用	第 3 節 航空機の活用	
154	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1)～(2) (略) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第 6 「県・名古屋市保有ヘリコプター」 ◆ 附属資料第 6 「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」 ◆ <u>附属資料第 15 「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> ◆ <u>附属資料第 15 「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」</u> ◆ <u>附属資料第 15 「防災ヘリコプター緊急運航基準」</u> 	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1)～(2) (略) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第 6 「県・名古屋市保有ヘリコプター」 ◆ 附属資料第 6 「愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場」 ◆ <u>附属資料第 15 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」</u> ◆ <u>附属資料第 15 「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 	表記の整理
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第 6 節 通信施設の応急措置	第 6 節 通信施設の応急措置	
211	2 移動通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、<u>KDDI 株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI 株式会社</u>、株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	第 14 章 海上災害対策	第 14 章 海上災害対策	
	海上災害対策	海上災害対策	
218	6 県（農業水産局、建設局、防災安全局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	6 県（農業水産局、建設局、防災安全局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>要請</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理
221	1 1 応援協力関係 (1)～(7) (略)	1 1 応援協力関係 (1)～(7) (略)	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
	◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」	◆附属資料第15「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」	
	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策	
	鉄道災害対策	鉄道災害対策	
237	3 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>依頼</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	3 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく <u>要請</u> により、防災ヘリコプターを活用する。	表記の整理
239	7 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	7 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	実際の連携体制との整合を図るための修正
	8 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」	8 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆附属資料第15「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」	表記の整理
	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策	
	道路災害対策	道路災害対策	
242	1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置	1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
244	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要求 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。</p> <p>3 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>8 応援協力関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。</p> <p>3 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>8 応援協力関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>◆附属資料第15「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</p>	
	第21章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
260	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</p>	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により、防災ヘリコプターを活用する。</p>	表記の整理
261	<p>6 応援協力関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</p>	<p>6 応援協力関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>◆附属資料第15「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</p>	
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
	林野火災対策	林野火災対策	
264	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正予定)	備考
266	<p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>依頼</u>により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>7 応援協力関係 (1)～(2) (略) <u>◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u></p>	<p>(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県は、自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>要請</u>により、防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>7 応援協力関係 (1)～(2) (略) <u>◆ 附属資料第 15「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u></p>	